

求人管理簿

求人番号	① 求人者の氏名又は名称 ② 所在地 ③ 連絡担当者 連絡先電話番号	④ 受付年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人数	⑦ 職 種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃 金	⑪ 職業紹介の取扱状況						
									紹介年月日	求職者氏名	採否結果	採用年月日	無期雇用就職者が否か	転職勧奨禁止期間	無期雇用就職者の離職状況 (調査日、調査方法、調査結果、返戻金の支払いの有無)
1	株式会社□□工業	R8.1.15	R8.3.31	1	製品製造	株式会社□□工業 本社工場 大阪市中央区□□町1-1-1	期間の定めなし	月給 20～25万円	R8.3.10	□□ □□	不採用		☐ 無期 ☐ 有期		
	大阪市中心区□□町1-1-1								R8.3.14	△△ △△	採用	R8.4.1	☒ 無期 ☐ 有期	R10.3.31	調査日・方法 R8.10.3 電話 調査結果 R8.9.15離職 返戻金支払 有
	総務部部長 □□ □□ 06-□□□□-□□□□												☐ 無期 ☐ 有期		
2	〇〇株式会社	R8.2.5	R8.3.31	1	一般事務	〇〇株式会社 大阪市中心区〇〇町〇-〇	有期 令和8年4月1日 ～ 令和9年4月31日	月給 22～24.5万円	R8.2.20	●● ●●	採用	R8.4.1	☐ 無期 ☒ 有期	-	-
	大阪市中心区〇〇町〇-〇												☐ 無期 ☐ 有期		
	人事部長 〇〇 〇〇 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇												☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		
													☐ 無期 ☐ 有期		

① 求人者の氏名又は名称	求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人者の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。
② 求人者の所在地	求人者の所在地を記載すること。
③ 求人に係る連絡先	求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。
④ 求人受付年月日	求人を受け付けた年月日を記載すること。なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨記載すること。
⑤ 求人の有効期間	求人者の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。
⑥ 求人数	当該求人として、募集する労働者の人数を記載すること。
⑦ 求人に係る職種	当該求人により雇い入れようとする労働者が従事する業務の職種を記載すること。なお、求人者による求人者の申込みの際に伝えられた職種の変更の範囲については、記載しなくても差し支えない。
⑧ 求人に係る就業場所	当該求人により雇い入れようとする労働者が業務に従事する場所を記載すること。なお、求人者による求人者の申込みの際に伝えられた就業場所の変更の範囲については、記載しなくても差し支えない。
⑨ 求人に係る雇用期間	当該求人により雇い入れようとする労働者の雇用期間を記載すること。
⑩ 求人に係る賃金	当該求人により雇い入れようとする労働者の賃金を記載すること。求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。 なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。
⑪ 職業紹介の取扱状況	当該求人に求職者をあつせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。 無期雇用就職者の離職状況については、以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載すること。 (a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法 (b) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か また、無期雇用就職者の離職状況については、平成30年4月1日以降に就職した者について記載することが必要であるが、平成30年3月31日以前に就職した者についても記載することが望ましい。 なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。